

瀬戸内トラストニュース

第73号 2020年4月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 Tel&fax 086-243-2927

環瀬戸内海会議第31回総会 7月4(土)～5日(日) 安芸津(東広島市)で開催

環瀬戸内海会議は今年6月で満30年を迎えます。これほど長く、そして瀬戸内海一円の多岐にわたる環境問題に取り組むことになるとは、誰も予期していなかったと思います。

逆に言えば、瀬戸内海には、環境毀損が危惧される余りにも多くの課題が潜んでいた証しであろうと思います。そして、環瀬戸内海会議は、それらを白日の下にさらし、時には政策提言を行う活動を積み重ねてきたのだと言えます。

総会開催地・東広島市安芸津町、その沖に横たわる大崎上島や東隣の竹原市では1970年代、石炭火電計画が浮上し、地域ぐるみ・島ぐるみの反対運動が展開されてきました。

環瀬戸内海会議結成よりはるか以前に闘われた石炭火電反対の闘いの軌跡を辿り、教訓化するとともに、今、中電が大崎上島で作動を始めた「クールジェン計画」が潜在させる問題を焙り出すとともに、生物多様性をいかに保全し、未来の環境とエネルギーのあり方をともに議論する場にしたいと考えています。

新型コロナウイルス感染拡大が懸念され、終息が全く見通せません。安倍政権は後手後手のコロナ対策を棚に上げ、「緊急事態宣言」を発出しました。半強制的な「自粛」に無条件に従うつもりはさらさらありません。

とはいえ、新型コロナ感染者が日々増加し、終息の見通しも全く立っていないなか、列車などでの長距離移動を伴って全国各地から集うことによる危険性を考慮せざるを得ません。

最善の感染対策を講じ可能な限り、記念すべき30周年の節目となる第31回総会を開催したいと思います。

しかし、コロナ感染拡大の状況によっては、やむを得ず総会開催の延期・中止を考慮せざるを得ない場合もありえます。5月半ばをめどに何らかの判断をしたいと考えていますので、参加の意思がある場合は、事務局までお問合せ下さい。

ぜひ、ご協力のほどお願いします。



目次

《広島》 文明を問い直そう ―広島県芸南火電反対運動の軌跡を辿って―	松田宏明	2～3
福島原発汚染水の海洋放出をめぐる	末田一秀	4
大阪市長の「福島原発汚染水の大阪湾放流受け入れ発言」撤回を求める抗議書		5
《広島》 鞆の浦埋立架橋計画、広島県、代替山側トンネルに20年度予算化	松本宣崇	6
瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について	末田一秀	7
《広島》 本郷産廃処分場計画反対運動に支援の輪を	トラストニュース編集部	8～9
《山口》 上関原発建設反対運動の現場から	三浦 翠	10
《愛媛》 生きる権利 ― 原発・天皇制・コロナ	松尾京子	11
インフォメーション 第31回総会のご案内 他		12



文明を問い直そう

—— 広島県芸南火電反対運動の軌跡を辿って ——

環瀬戸内海会議幹事 松田宏明（芸南火電阻止協）

芸南地域の三地点で火力発電所計画が持ち上がったのは、1970年代。「空も海もかれて 松は枯れて 人病む いとし命 ちぢめし 何を残す ふるさと」（公害をなくす三原市民連絡会作詞 ふるさとのメロディで）という思いで住民運動が起こった。あれから約半世紀、火力発電所の問題を追いつけてきた一住民として、芸南の闘いを紹介しよう。



写真1 竜島（陸繋砂州・トンボ路は、カブトガニの尾のようです。遠方の煙突は大崎火電）

安芸津町赤崎、竹原市曾井にまたがる竜島重油火電計画（1974年計画、1990年要対策重要電源指定解除）住民たちの反対で環境影響評価にかかわる説明会を開催できず、計画は中止となった。1993年、ゴルフ場反対運動の中で、故清瀬祥三さんを中心に竜島周辺の生物調査が行われた。豊かな海であることをかみ締め、「この海を埋めたてんで、よかったのう」と喜び、毎年夏、干潟の生き物の観察を続けている。

大崎上島町長島地点。闘いの歴史が地層のように積み重なる鞍掛、写真2の風景を見ていただきたい。正面に煙突の隣に80m余りの石炭ガス化塔がある。よく見ると、すぐ手前にコンクリート壁、竹藪、道路らしきもの、葎が生える汽水池がある。

第1期 大崎重油火電計画（1974年～）

1979年3月、反対運動の盛り上がりの中で、町議会の議決もなく、町長単独で計画に賛成し、電調審の認可となる。電力会社で初めての土地収用法が持ち出される。が、王工の山林で一坪共有化運動を始めると、故田房夫妻の土地を除いて計画変更。虫食い状態のままで着工認可が下ろされた。「発電所の予定地の中に3カ所も個人の土地があって、ど真ん中の農道を通ってみかんを作っているのに……。世界中のどこにこんな発電所がありますか」（1986年故田房サワ子）。建設予定地の土地造成が強行されたが、計画はそれ以上進まず、一時中断した状態が続いた。



写真2 2020年長島鞍掛から、石炭ガス化炉をみる

第2期 大崎石炭火電計画（1992年～）

石炭に燃料転換、設備も高効率の加圧式流動床複合発電に見直された。2000年の運転開始直後、ガスタービンが破損する事故が起き、改良を試みても、長時間運転ができず、2010年に運転を休止した。技術革新で、気候変動の問題が解決するという幻想がぶち砕かれた出来事だった。故田房夫妻は反対し続けた。1996年、遮音風壁としてつくった高さ5mの壁が鞍掛の家屋とみかん畑をぐるりと囲んだ。そして、発電所のど真ん中を通る飛渡への通路は閉鎖され、迂回路がつけられた。「塩田跡を風が抜けよったから、夏でも涼しかったの

になあ」と言いながらも、鞍掛、飛渡でみかん栽培を続けた。

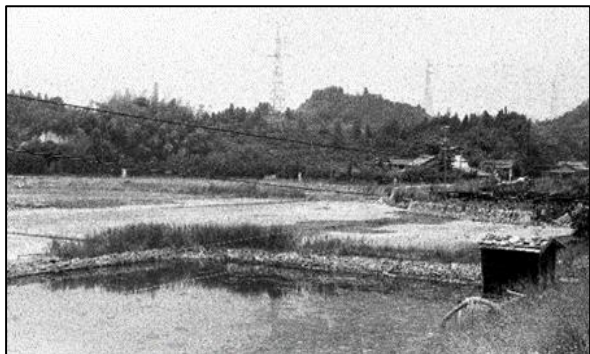


写真3 1980年長島鞍掛、手前は塩田跡。右遠方に故田房夫妻の自宅を望む

第3期 酸素吹石炭ガス化複合発電

実証試験計画(2008年～)

第一段階で酸素吹IGCC実証(2017.3～2019.2)。高効率発電と宣伝されるが、二酸化炭素排出量は石油火電並み。

第二段階(2019.12～2021.2)CO₂分離回収型酸素吹IGCC。

二酸化炭素を海底に貯留するために、回収する技術を開発中。コストは見合うか、海を汚染しないか、様々な疑問は残る。写真2の汽水池と亀の浜で絶滅危惧種のカワツルモ、ムスジイトトンボ、希少種カサヤマシセン、ゴマツボ、ノシラン等が見つかり、環境影響評価の手続き(2009年～)の中で汽水池の埋立が中止され、鞍掛の原風景が残る。

竹原市忠海長浜地点では、竹原石炭火電新1号機の運転開始が迫っている。石炭は、LNG、石油に比べて、二酸化炭素の排出量が多い。が、環境影響評価の審議会の中では、市・県・国、どの段階でも、政府が決める問題であるほとんど議論がないまま事は進んだ。エネルギー基本計画で記述

された「非効率火力の廃止」に、竹原火電3号機が該当するが、現時点では何も聞かない。すべてが、先送りされている。

「気候変動適応策として、農協は、品種をヒノヒカリから、恋の予感に変えました」「昨年、竹原ではウンカが大発生し、全滅した田んぼもある」という話を米屋で聞き、驚く。高温障害のために生じる白化米が確かに増えている。ブドウ、安芸クイーン着色不良、アイゴ等の南方性の魚の北上、サヨリの回遊時期の変化、何かが変わりつつあると肌感覚で思う。

「気候変動」の危機に世界中の若者が声を上げ始めた。2050年までに、石油も天然ガスも石炭も使わない社会に転換するためにどうすればよいのか。電力の問題だけに留まらない。プラスチック材料などの石油化学製品、鉄、セメント、パルプ等の素材生産のあり方にまで事は及ぶ。巷では技術革新幻想に依拠する対策、生活実感に基づかない主張ばかりが蔓延している。1960年代から始まった石油漬け文明、大量生産、大量消費、大量廃棄は、私たちの生活を崖っぷちに立たせている。あきらめず希望を持って、老若男女が集い、今の生活を語り、未来のあり方を語り始めようではないか！

「だれかの健康を害してしか成り立たぬような文化生活であるのなら、その文化生活をこそ問い直さねばならぬ」(1972年 暗闇の思想を 松下竜一)をかみ締めながら、『子孫につけを残すな』と言い続けてきた。その言葉を肝に銘じよ！南北間、世代間の環境的公正のために」(2000年 大崎石炭火電、運開抗議文 阻止協)という決意を懐に抱えて、文明を問い直す地平に旅立とうと思う。

裁判情報

- ◆ 5月13日(水) 11:00～ 岡山地裁
岡山御津エヌエス日進産廃許可取消第9回
- ◆ 6月13日(水) 11:00～ 岡山地裁
高梁市佐与谷産廃建設差止
- ◆ 9月16日(水) 13:10～ 岡山地裁
高梁市佐与谷産廃許可取消 判決言渡し

岩波ブックレット No.1022

沖縄を世界軍縮の拠点に 辺野古を止める構想力

著者 豊下楯彦 北上田毅 吉川秀樹 大城尚子

豊田祐基子 沖縄対外問題研究会

定価 本体620円+税

福島原発事故 汚染水の海洋放出をめぐる



環瀬戸内海会議顧問 末田一秀

福島原発の事故現場で発生している汚染水を海洋放出しようとする動きが強まっています。

福島原発は地盤を掘り下げて建設されたため地下水の流入が避けられず、溶け落ちた核燃料デブリと接触して放射能汚染水が今でも毎日 190 t 増え続けています。このため 3 月 12 日時点でタンクは 979 基、汚染水は約 119 万 m³貯まっており、2022 年夏頃にタンクの増設余地がなくなって満杯になるとされています。経産省の諮問機関が、処理方法を水蒸気放出と海洋放出に絞り込み、「海洋放出の方がより確実に実施できる」とする報告書を 1 月に取りまとめました。東電は、希釈した上で今後 30～40 年かけて放出する素案をまとめています。方針決定から処分開始まで許認可や設備工事で約 2 年を要するとして、安倍首相は「意思決定まで時間をかける暇はない」と地元紙福島民報のインタビューに答えています。

こうした動きに、地元漁業組合や浪江町議会、茨城県知事などが反対を表明。原子力市民委員会などもタンクの増設によって陸上保管を継続できると提言を行ってきました。水処理が難しいトリチウムは半減期が 12.3 年なので、約 100 年間保管し続ければ千分の一のレベルに下がります。また、貯蔵量の約 7 割は、トリチウム以外の本来処理されねばならないセシウムやストロンチウムなどの核種が基準超過し、基準の 2 万倍近くのものもあります。再度処理が必要ですが、昨年まで隠されてきました。

4 月から関係者の意見聴取が始まりました。今まさに全国から放出反対の声を挙げる時なのです。

○ 福島以外からの放流はあり得るのか

こうした中、福島民報は、風評被害対策として「注目すべきは処理水をどこで処分するかだ」「処分が『福島のみ』で行われたり、『福島から』行われたりすれば、県民にさらなる重荷を背負わせることになる。」と主張してキャンペーンを行っています。しかし、汚染水の移送は、放射性物質輸送に該当し、最大 4 m³の専用輸送容器で行う法手続きが必要です。

したがって福島以外での放流が仮に実現しても汚染水の一部にしかなりえず、福島での放流をあきらめさせるための手段でしかない、私は考えます。

○ 大阪湾での放流受け入れ発言の真意は

同じ趣旨で行われたのが昨年 9 月の松井大阪市長の「大阪湾への放出を受け入れる」発言であったと私は思います。橋下徹がテレビで、就任直後の小泉環境大臣にしんどう課題に切り込めとコメントする中で、「福島の海に放出するだけでなく全国の海、それこそ大阪湾に放出してもらいたい。」と発言したことを受けてのもので、大阪湾を引き合いに、福島での放流を迫るのが発言の趣旨と捉えなければなりません。実際、維新の国会議員団は、松井の発言の後、福島の視察に出かけて「早期に海洋放出すべき」だとする提言をまとめ、昨秋の国会代表質問で馬場伸幸幹事長が安倍首相に問うています。

○ 自分事と感じて行動を起こすには

大阪府漁連や関西の市民グループなど多くの団体が松井発言に抗議を行いました。環瀬戸内海会議でも次頁の抗議文をまとめ、わざわざ松本事務局長が岡山から大阪市役所と府庁に出向き、広聴窓口に手渡してきました。大阪を運動基盤とする私としては維新の炎上商法に付き合う気になれず、積極的に動くつもりにはなれませんでした。

そして今やっぱり思います。汚染水放出の検討は数年前から続けられてきました。大阪湾に流される、瀬戸内海に流されるとなったら抗議行動に立ち上がるのですか？

今、同じ思いで、福島での放流に反対する声を挙げていますか？

福島に思いを馳せるとはどのようなことですか？

自分自身にも向けて問い直したいと思います。

経産省は 5 月 15 日まで意見を募集しています。

ぜひ反対の声を！

経済産業省 HP を開き、「多核種 御意見 書面」で検索。ご意見を何う場の頁下部に説明あります。

環瀬戸内海会議は 2019 年 9 月 27 日、松井・大阪市長の福島第 1 原発汚染水大阪湾放出受け入れ発言の撤回を求めて、下記の抗議書を大阪市役所・大阪府庁に持参し提出しました。

2019 年 9 月 27 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文 様

福島第 1 原発汚染水の大阪湾放出受け入れ発言の撤回を求める抗議書

環瀬戸内海会議

(代表者名・住所等省略)

日々のご努力に、感謝申し上げます。

私たち環瀬戸内海会議は、瀬戸内海に面する各地で瀬戸内海の環境を後世にできるだけ健全な形で残すべく、環境問題に取り組む市民・住民が 1990 年 6 月結成した市民ネットワークです。

2019 年 9 月 17 日、松井一郎大阪市長は、記者会見において東京電力福島第 1 原発の放射性物質を含む処理水の扱いについて、「汚染水を処理して、自然界レベルの基準を下回っているものであれば、科学的根拠を示して海洋放出すべきだ」と発言し、大阪湾での処理水の受け入れもあり得るとの認識を示しました。吉村洋文・大阪府知事もこれに同調する考えを示しています。

私どもは、以下の理由から、この発言に強く抗議し、発言の撤回を求めます。

1. 汚染水には、トリチウム以外にもストロンチウム 90、セシウム 137、ヨウ素 129 などの放射性物質が含まれている。

福島第 1 原発のタンクにたまっていく汚染水は、ALPS で処理した汚染水であり、フィルターで処理できないトリチウムだけが残存していると説明されてきました。しかし、2018 年 8 月、東京電力は、タンクに貯蔵されている汚染水の中は、トリチウム以外にも、ストロンチウム 90、ヨウ素 129、セシウム 137 などが、それぞれ基準値を超えていることを公表しました。またしても繰り返されたデータの隠蔽により、汚染水処理方法の検討議論の前提は崩れています。発言は、再処理し基準を下回るのであればという条件付きですが、その条件が満たされる保証はありません。

2. 有機結合型トリチウム（OBT）の危険性を正當に評価すべきです。

トリチウムは、水素の同位元素で、水に紛れて動くので、短時間で体内から出ていく上に、核崩壊する際に放出する電離エネルギーが小さいので有害性は小さいといわれています。従って、希釈して放出すれば問題はないというのが、原子力村の意見です。しかし、トリチウムが環境や生物の体内の炭素と結合して生じる有機結合型トリチウム（OBT）は、長期にわたり臓器などにとどまり、極めて厄介な挙動をすることが近年明らかになっています。トリチウムの放出の多い重水素型原発を多用するカナダでは、子どもの白血病や先天性異常などが問題になっています。

3. 放射能など、毒物を発生させたとすれば、環境中に放出するのではなく、それが無害化されるまでの間、安全な形で保管し減衰を待つというのが、大原則です。

大阪湾は、1960 年代半ばから赤潮や下層の貧酸素水塊が慢性的に発生する海となっており、生態系や水産資源は極めて厳しい状況におかれています。その海に、また一つ汚染源を加えることは何としてもやめていただきたい。環境行政の長でもある首長が「希釈して流せばいい」とすることは許されることではありません。自然は縫い目のない織物です。どこか崩すと、その影響は思いもよらぬ形で波及し、取り返しのつかない事態をまねきかねません。

そこで次のとおり求めます。

松井一郎・大阪市長、吉村洋文・大阪府知事は、海洋放出容認発言を撤回し、謝罪すること。



鞆の浦埋立て架橋計画 広島県、代替・山側トンネルに 20 年度予算化

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇

中世の港の風情・景観・主要設備を残す福山市
 鞆の浦の港。鞆の浦の町は狭い道路の交通渋滞と
 通行の安全に悩まされてきた。そして浮上したの
 が、鞆の浦の生活道路の確保を目的として、鞆の
 港の三分の一を埋め立て、橋を架けるという、広
 島県の埋立架橋計画であった。計画が明らかにな
 ったのは 1983 年のことだった。実に 37 年の長い
 時を要した。

いくら鞆の住民の生活環境の改善＝交通渋滞の
 解消・通行の安全確保のためとはいえ、中世の港
 や町家の景観と相いれない、むしろ破壊する計画
 だった。当時の福山市長により、鞆住民への十分
 な説明もなく強引に進められ、住民の中に分断を
 もたらした。そこでは計画に反対する住民の代替
 案にも耳を貸さなかった。今回予算化された山側
 トンネル案は大よそ住民の代替案そのもの。

2009 年 10 月、埋立架橋計画取り消しを求める
 住民訴訟で、広島地裁は判決で、広島県に「計画
 取消」を命令した。広島地裁は、「鞆の浦の歴史的
 景観を享受する利益は法的に保護するに値する」

「鞆の浦の景観は瀬戸内海の美的景観を構成し、
 文物的歴史的価値を有する景観として国民の財産
 ともいふべき公益」と明快に断じ、瀬戸内法が公
 益として保護しようとする景観を侵害するとした。

広島県は不当にも高裁に控訴したが、2016 年 2
 月、埋立事業者たる広島県自らが埋立免許申請を
 取り下げること、訴訟は終結していた。

国民共有の財産として鞆の港の文化的歴史的景
 観を後世に引き継いでいく道筋が、やっと一歩前
 に進んだ。

4 月 10 日亡くなられた映画監督大林宣彦さん、
 尾道市に生まれ、尾道を愛し平和を願う映画を数
 多く世に送り出してきた。その大林さんがかつて、
 「鞆の浦は古きものを温めているところだ」
 (2008.3.3 TBS 筑紫哲也のニュース 23 「特集
 鞆の浦」での発言) と語っていた。この言葉の重
 みを深く心に刻みたい。そして行政にもあらため
 て重く受け止めてもらいたい。



福山・鞆の山側トンネル

関連工事費 4.6 億円

20 年度広島県初の予算化

広島県は 17 日発表した 2020 年度当初予算案に、福山市鞆町地区の山側トンネルの関連工事費 4 億 6800 万円を計上した。工事費の予算化は初めて。準備工事や用地買収などの費用で、鞆港埋め立て・架橋計画をこれまでにもルート決定や設計を手掛けており、20 年 12 月ごろにも接続道路の工事に入る。トンネル本体は 23 年度完成の予定。

県は、地元の賛否が分かれていた埋め立て・架橋計画を 12 年に撤回し、トンネル整備に変更。住民説明会を重ねながら複数案の中からルートを絞り込んだ。

同地区関係では、交通・交流拠点を 5 力所整備する調査設計費 2 億 2000 万円も盛り込んだ。プレジャーボートなどが保留できる「海の駅」(国土交通省登録)の整備も視野に、各施設にどのような機能を持たせるか検討する。このほか、江の浦・焚き火場の間の道路拡幅などは事業費 2 億 1600 万円。(鳥越謙二)

2020. 2. 18 山陽新聞 26 面 鞆の山側トンネルに 20 年度、広島県初の予算化

瀬戸内海における 今後の環境保全の方策の在り方について

～ 中央環境審議会から「答申」出される ～



環瀬戸内海会議顧問 末田一秀

3月25日、中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会は、答申「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」を取りまとめました。

瀬戸内法が2015年に改正されて、従来の規制だけでなく、瀬戸内海を豊かな海とするために藻場干潟の保全再生や創出の措置を講じることや、湾・灘その他の海域ごとの実情に応じて取り組むことが打ち出されました。改正法附則では、施行後5年を目途として栄養塩管理の在り方などについて検討を行うとも書かれていました。こうした状況を踏まえ、昨年6月に諮問が行われ、計4回の関係者ヒアリングを含む8回の審議を経て、答申に至りました。

答申では、「改正法の施行から5年を迎えようとする今日の瀬戸内海においても、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域によって、栄養塩類の増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況は解消されておらず、これらの課題を同時に解決することが必要な状況」としています。水域ごとの協議検討を進めるため、改正法で打ち出された湾・灘協議会は、関係13府県のうち5県計7協議会の設置（本年1月現在）にとどまることが現状欄に記載されています。

注目されている今後の栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保については、「管理対象の水域、栄養塩類濃度の目標値、管理計画等の設定、対策の実施、効果や周辺環境への影響の評価、管理への反映等のPDCAの具体的な手順を示すとともに、これらの実施体制の在り方の明確化を検討する必要がある。この際、地域の関係者の合意形成が必要であり、この合意形成に当た

っては、湾・灘協議会等の場の活用をPDCAの手順に位置付けることを検討する必要がある。」とされています。どのように湾・灘協議会の設置・活用を推進していくのか、具体策が見えてこないことは問題でしょう。「藻場・干潟・浅場等の保全・再生・創出を進めるため、基本計画や府県計画において具体的な目標や実施計画（ロードマップ）を盛り込むことを検討する必要がある」とされていることは、今後の運動の足掛かりとなるかもしれません。

水環境を評価・管理する制度的基盤については、「水質総量削減制度と栄養塩類管理の仕組みをいかに調和・両立させるかを検討することが必要」としていて、新たな考えを打ち出すところにまでは至っていません。地域資源の保全・利活用に係る取組の推進については、「「生物多様性の観点から重要度の高い海域」や「同湿地」をはじめとする生物多様性の観点等から重要な瀬戸内海にける海域や干潟等について、その価値の保全上適切な保護区制度等を活用し、保全等に努めることが必要」などとされています。

環境省では、本答申をもとに「瀬戸内海環境保全基本計画」の見直し作業を行うものと思われます。また基本計画の改定を受けて、関係各府県の「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」も見直し作業が行われることとなります。そのような大元の「在り方」議論に、環瀬戸内海会議として十分な取り組みができなかったことの自戒を込めて、報告とします。





本郷産廃処分場計画反対運動に支援の輪を！！

「三原・竹原市民による産廃問題を考える会」から届いたニュースメールを編集・構成のうえ抄録でお伝えし、支援を呼びかけます。

広島県三原・竹原市にまたがる産廃処分場計画。産廃業者を相手に建設差止めを求めて、司法の場での闘いに突入します。

「裁判カンパ目標 500 万円を集めています」と、裁判闘争への意思を固め、一致団結して昼夜を問わず目下提訴に向けて準備中です。精神的・金銭的支援をぜひお願いします。

(瀬戸内トラストニュース編集部)

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ 以下、メールから ～

みんなで「本郷産廃処分場」建設を差し止めましょう。

- ①「本郷処分場」の許認可が近々下りる可能性が高くなっています。市民有志により結成された当会では、許可が下りたらすぐに建設差し止め仮処分の請求ができるように準備をしています。業者は許可が出たらすぐに工事にとりかかれます。行動は一刻を争います。
- ②仮処分は、早急に判断しなくてはならない事象に対して行う簡易の法的手続きで、裁判よりも短時間で判決が行われます。建設を法的に止められる可能性があります。
- ③相手は、「本郷処分場」事業主である東京の産廃業者「JAB協同組合」です。
- ④三原市・竹原市の地元を中心に、原告団・弁護団・応援団を立ち上げ、協力して建設を止めるために闘います。
- ⑤原告団は、たくさんの原告で組織します。井戸水、農業用水、水道水の利用者など、健康や生命に影響が及ぼされる可能性のある人は、年齢を問わず、原告として訴える権利があります。裁判期間中は、出来るだけ傍聴などを一緒に行い、最後まで原告団と協調しながら行動できる人で組織します。
- ⑥弁護団（団長：山田延廣弁護士）は、広島弁護士会の公害や環境問題を担当されてきた7人の弁護士に依頼しています。
- ⑦応援団は、金銭的・精神的支援を行います。裁判の傍聴への参加や、報告集会やカンパ活動を行い、訴訟を支えます。

みなさん、暮らしを守るためにともにがんばりましょう！！

・多くの市民に輪を広げながら、支え合いながらやっていきましょう。この裁判は、自分だけの問題ではなく、水を利用している多くの市民や、後世に対する大切な闘いです。産廃処分場建設を差し止め、水や暮らし、いのちを守る最前線の取り組みをともに頑張りましょう。

・裁判が始まったら、できるだけ傍聴に行きましょう。裁判の度に、報告集会を行い、差し止めを実現できるよう、裁判を盛り上げていきましょう。

・仮に業者から圧力をかけられることがあれば、弁護士が迅速かつ法的に対応します。また、地域で団結して取り組みをしていきましょう。

【呼びかけ・連絡先・事務局】 2020年4月8日

「本郷処分場建設差し止め原告団・応援団」

「三原・竹原市民による産廃問題を考える会」・「産廃からいのちと暮らしを守る会」

〒725-0004 竹原市東野町983-5 山内静代 090-1682-7381

〒729-2361 三原市小泉町4850 岡田和樹 080-3882-2372

フェイスブック：<https://www.facebook.com/shiminyuushi/>（ストップ本郷処分場）



「本郷処分場」に対する生活環境保全上の見地からの意見書（抄録）

三原・竹原市民による産廃問題を考える会 産廃からいのちと暮らしを守る会
いのちと未来を考える会・三原 ハチの干潟調査隊 環瀬戸内海会議

○ 水資源保全の観点からの意見

本郷処分場予定地は、三原市沼田川水系と竹原市賀茂川水系の分水嶺に位置し、直下下流では、多くの住民が井戸水を飲料水や生活用水として利用しています。中には上水道を取っていないところもあり、井戸水の汚染の可能性は死活問題につながります。

また、下流では水稻をはじめとする農業がおこなわれ、河川ではアユやモクズガニなどの漁業もおこなわれています。さらに、下流域では地下水を利用した酒や豆腐、飲料メーカーなどの産業もあります。

三原市側の沼田川下流には市最大の長谷水源地があり、・・・また、竹原市側の賀茂川下流域には、河川近隣伏流水から原水の採取がなされ、6 水源でまかなわれています。そもそも、水源を開発すること自体問題である上に、安定型産業廃棄物処分場を作るという事は、水源を汚染する危険な行為です。

○ 土砂災害の危険性について

縦覧されている「産業廃棄物安定型処分場」の計画地内には、土砂災害防止法による土砂災害特別危険区域（土石流及び急傾斜地）が、2020 年 1 月 16 日何カ所も指定された。また、2018 年の当該地域での豪雨災害により、計画区域内の大半は土砂災害が発生し甚大な被害を及ぼし、国道 2 号が仮復旧された以外は現在も復旧されていない。

専門家も指摘しているように、何度かの出水期を迎えることは、土砂災害の危険性が増大し、その被害は甚大なものとなるおそれがある。

○ 普通河川等保全条例の

手続きに係る瑕疵について

この計画では土地の区画形質を 1ha 以上変更することになるが、開示された行政文書では、普通河川等土木工事許可申請書の「8 工事に対する利害関係者の連署」欄に「一」と記され、該当なしとされている。

計画地からの放流地の下流 1 km 以内の第一取水者の同意書が不備となり、今回縦覧されている産業廃棄物処分場

の設置許可への審査が進められているとしたら、重大な瑕疵を見逃すこととなる。

○ 林地開発を行う際の法令について

①そもそも、森林開発の許可を受けているのでしょうか。縦覧にはありませんでした。

②次に、処分場の設置予定の土地には、保安林指定土地があります。土砂流出防備保安林に指定。この保安林に隣接した土地の森林伐採は保安林指定の趣旨からして不適當。

③さらに、土砂災害特別警戒区域に指定されているレッドゾーンが予定地に沿ってあります。

④森林開発には、県知事の許可を受けなくてはなりません。森林開発許可基準にあたる ア（災害の防止）、イ（水害の防止）、ウ（水の確保）、エ（環境の保全）を満たす根拠が示されておりません。

○ 安定型処分場の問題点についての意見

業者によると当計画は、素掘りにした場所に目視で安全性を確認した安定 5 品目を投棄しその上から覆土するというもの。

①その名と違い、安定 5 品目自体が危険である

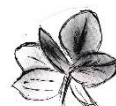
②安定 5 品目以外の混入を避けることはできない

○ 廃掃法と

広島県要綱・縦覧期間と意見書について

住民生活と環境保全をする上で、廃掃法と広島県の要綱では、住民をはじめ、県や市の同意が必要なく、規制も強制力もない。あくまで、廃掃法は処理場の基本的、構造的な中身について決められたことであって、水源の保全や地質の状態、住民の生活環境への影響、自然環境への影響等は考慮されない。

結果として、産業廃棄物処理場に狙われた地域は、なすすべもなく、先祖代々守ってきたふるさと、未来の子々孫々にわたる暮らしを奪われ、いのちに影響を与える処分場を受け入れるしかない。 以上





上関原発反対運動の今

環瀬戸内海会議幹事 三浦 翠



2011年。3.11が起こるまで一年数か月間、上関原発予定地・田ノ浦では、中電と祝島島民、シーカヤック隊、市民との熾烈な闘いが続いていた。

公有水面埋立法第8条には「埋立免許を受けたものは着工前に損害を受けるものには補償しなければならない」という条文がある。その補償金を祝島の漁民は拒否し続けている。

中電は最高裁判決で、元祝島漁協の主張が退けられたことを楯にしているが、祝島の漁業は許可漁業、自由漁業が主で、漁協の権利とは別。

漁業権は漁民個人にとって財産権・生存権であり、漁民一人一人が補償金を受け取らなければ埋立てはできない。埋立ての強行は違法である。

しかし、中電は違法を承知で、強引に埋立て工事を始めようとした。まず、県が許可した埋立工事区域だからと、田ノ浦への一般人の立入りを排除するため「立入り禁止」の看板を無数に立て、監視カメラで撮影すると脅した。

対して、私たちは漁業法に詳しい熊本一規教授（明治学院大）から多くを学んだ。「海も浜も公共用物であって、誰でも立ち入ることができること。中電が埋立免許を得ても、埋立工事が竣工して、その土地が中電の所有になるまでは公共用物であり続ける」ということ。

この法律を皆で共有して初めて一般市民も浜に降りて中電に抗議できるようになった。これに対して中電は、浜に降りたら一回につき50万円を払えというスラップ訴訟を仕掛けてきた。

3.11直前の2月22日深夜2時、中電は600人の警備員を送り込み、浜を鉄パイプの柵で囲もうとした。

この時は、田ノ浦の山の上のログハウス「集いの家」で泊まり込んでいたシーカヤック隊の一人がこの動きを察知。警備員の車を止めて祝島に通報、船で乗り付けた祝島の人たちと、杭を打つ、

打たせない、の深夜の闘いとなった。急を聞いた多くの市民、全国から駆けつけた若者たちとの攻防は3日間続き、とうとう祝島漁協婦人部の人に怪我を負わせる事態となり、中電も一旦浜から引き揚げた。

しかし、3.11が起きても中電は動きを止めず、福島原発が次々爆発する中、知事からの工事中止の要請を受け、やっと動きを止めた。

その後、田ノ浦の海は美しい姿のままだが、中電は祝島の清水さんたち54名を、埋立工事を妨害したとして4800万円を払えとスラップ訴訟で訴え、6年間も苦しめた。さらに祝島漁民に補償金を受け取らせようと策略を仕掛け続けた。

昨年11月から「埋立前にボーリング調査を」と、田ノ浦の海にまた中電の船がやってきた。民法167条によれば、中電の漁業補償契約は既に10年の時効が過ぎ、中電は上関の海に対して何の権利もないはずだ。私たちの怒りはおさまらない。

「門前払い」 憤り・落胆

上関原発2訴訟「苦しみ考慮せず」

10年たった裁判闘争の結果、原告としての資格がないとする「門前払い」だった。中国電力の上関原発（上関町）建設計画めぐり、漁業や住民団体などが公有水面埋め立て免許の取り消しを求めた二つの訴訟で、山口県は3月、訴えを却下した。原告の住民からは憤りと落胆の声が上がった。

■これまでの経緯

2008年10月 祝島（上関町）の漁業者らが埋め立て免許交付の差し止めを求め山口地裁に提訴

同月 提訴から2日後、県が中国電力に埋め立て免許交付 祝島の漁業者らが免許の取り消しを求めて訴えを変更

11月 住民団体と祝島島民らが山口地裁に提訴

12月 東京電力福島第一原発事故。建設予定地の地盤改良などの準備工事が中断 免許の期限。中国電力が県に免許の延長申請

11年3月 県が免許の延長を許可

12年10月 中国電力は県に再度延長の申請予定

18年8月 免許の期限

18年6月 7月

「現地で生きる人の苦しみや人生をまったく考慮しない判決だ。10年かけて、下した判決は、たまたまで済む。これからは、怒りを募らせた。2訴訟の原告は、訴訟は、ともに拒絶する意向を示した。」

2008年にそれぞれ提訴した今回の訴訟は、審理が10年以上に及んだ。12年10月に埋め立て免許の期限を迎えた際の延長申請について、県が16年8月まで判断を先送りしたこと、訴えの内容の変更、裁判官の交代もあって訴訟が長期化した。その間になくなった原告や、高齢化で後継者がいないことが出てきた。原告も、漁業者らの訴訟の判決では、原告らが営む漁業は、公有水面埋立法に基づき海に対する権利がないと判

この会での学習が私にもたらした効果の中でもっとも大きかったのは、「私の権利」について考えるようになったことである。私は今迄、権利は義務を果たすことで担保されると考えてきたフシがある。そして義務を果たす私を御簾の向こうから審査しているナニモノかが居るような気がしていた。「フシがある」とか「気がしていた」というのは、クリアに意識すらしてこなかったから。

市民の広場共同代表 松尾京子

今、私はこう考えている。「私たちはひとりひとり生きる権利を持っている。生まれてきたということが即ち生きる権利を持っているということなのだ。それは誰か特別な人から与えられるものでも、人によって多い少ないの差があるものでもない」と。生きているうちにこれがわかって良かった。

母親になって以来、私にとってそれをなくすことがテーマである原発の問題も、今年になって始まったコロナウイルスの問題も、私の権利を侵害している。

全ての原発を廃炉にすること、

私がコロナに感染しているかどうか、私自身の希望によって調べることにしました。

私は憲法が保障する私の権利に拠って、これを日本政府に対して求める。



2020.01.18 朝日新聞 1 面

☆☆☆ いんふおめーしょん ☆☆☆



環瀬戸内海会議第31回総会 in 安芸津のご案内

と き 7月4(土)～5日(日)

ところ 三津ふくい館(旧福井善之宅)

(東広島市安芸津町三津 4185-1)

へんこつ苑・ホテル大広苑

※JR呉線 三原→安芸津 11:30→12:24

広島→安芸津 10:30→11:05

■交流討論集会 瀬戸内海と生きる!

～今日まで、そして明日から～

4日 13:30～16:30 三津ふくい館

第1部 芸南2020年～大量廃棄が止まらない～

安芸津木谷産廃処分場・三原本郷産廃処分場

竹原新1号機運開と大崎クールジェン実証計画

第2部 芸南1980年から見えること

～2060年を見据えて

問題提起 湯浅一郎(環瀬戸共同代表)

■夕食・交流会

4日 17:00～19:00 へんこつ苑

■第31回総会

5日 09:00～12:00 ホテル大広苑会議室

■フィールドワーク 長島を訪ねる

5日 12:00頃～16:00頃

(竹原→大崎上島→安芸津)

※移動 竹原→大崎上島(山陽商船)片道360円

■宿泊 ホテル大広苑

竹原市竹原町 3591-1 TEL0846-22-2970

～ 新型コロナ感染の影響により**延期**します ～

「辺野古土砂全協第7回総会」

5月23～24日、高松市で開催する予定で香川県連絡会の皆さんを中心に準備を進めてきましたが、延期することになりました。

「青木敬介さんを偲ぶ会」

昨年12月から播磨灘を守る会・日本湿地ネットワークとともに、今年5月31日に「青木敬介さんを偲ぶ会」の開催をめざし、準備を進めてきましたが、延期することになりました。

2020年度会費のお願い

年会費(一口)個人 4,000円 団体 10,000円

—— 何口でも可 ——

非礼と思いますが、会費等を納入頂いた方にも振込用紙を同封しています。環瀬戸内海会議の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願い致します。

カンパ熱烈大歓迎!! 環瀬戸内海会議は31年目に入ります。会費のお納めをお願いします。

上記の今後については、
環瀬戸内海会議事務局に
お問い合わせ下さい。



環瀬戸内海会議HPアドレス

<http://www.setonaikai-japan.net>

「環瀬戸内海会議」で検索して下さい。

そして「お気に入り」に登録して下さい。

辺野古土砂全協の活動や資料等を見ることが出来ます。

瀬戸内トラストニュース第73号 2020年4月25日/発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子(愛媛県) 湯浅 一郎(東京都)

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>

会費等振込先 郵便振替 口座№ 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議

銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで